

資料編

目 次

1	これまでの風水害の状況	1
2	調査・報告	
(1)	参集記録簿	8
(2)	概況調査票	9
(3)	災害調査表	10
(4)	火災・災害等即報要領	18
ア	第1号様式(火災)	29
イ	第2号様式(特定の事故)	30
ウ	第3号様式(救急・救助事故)	31
エ	第4号様式(その1)災害概況即報	32
オ	第4号様式(その2)被害状況即報	33
(5)	災害報告取扱要領	34
ア	第1号様式 災害確定報告	38
イ	第2号様式 災害中間年報	39
ウ	第3号様式 災害年報	40
3	災害派遣・応援協力	
(1)	「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊部隊の長	41
(2)	自衛隊災害派遣	
ア	派遣要請依頼文	42
イ	撤収要請依頼文	43
(3)	鳥栖市が締結している協定	44
(4)	水道事業に関する協定	45
(5)	鳥栖・三養基地区消防事務組合が締結している協定	45
(6)	佐賀県が締結している協定	46
(7)	公用令書(別記様式5～別記様式9)	55
4	避難対策	
(1)	自主防災組織結成状況	58
(2)	自主避難所(町区公民館等)	58
(3)	自主避難所(公共施設)	59
(4)	指定緊急避難場所	59
(5)	指定避難所	60
(6)	要配慮者避難受入れ要請先	61
(7)	避難者台帳	62
(8)	避難者世帯票	63
(9)	避難所日誌	65
(10)	唐津市原子力災害対策対応避難(行動計画)地区別避難場所	66
(11)	避難等に関するO I L	68

5 災害救助

(1) 災害救助法による救助内容	69
(2) 災害救助法様式	
ア 被害状況調 (様式1)	75
イ 災害救助費概算額調 (様式2)	76
ウ 市町村別被災世帯状況調 (様式3)	77
エ 何年度災害救助基金報告書 (様式5)	78
オ 救助の種目別物資受け払い状況 (様式6)	79
カ 避難所設置及び収容状況 (様式7)	80
キ 応急仮設住宅台帳 (様式8)	81
ク 炊出し給与状況 (様式9)	82
ケ 飲料水の供給簿 (様式10)	83
コ 物資の給与状況 (様式11)	84
サ 救護班活動状況 (様式12)	85
シ 病院診療所医療実施状況 (様式13)	86
ス 助産台帳 (様式14)	87
セ 被災者救出状況記録簿 (様式15)	88
ソ 住宅応急修理記録簿 (様式16)	89
タ 生業資金貸付台帳 (様式17)	90
チ 学用品の給与状況 (様式18)	91
ツ 埋葬台帳 (様式19)	92
テ 遺体処理台帳 (様式20)	93
ト 障害物除去の状況 (様式21)	94
ナ 輸送記録簿 (様式22)	95
ニ ①令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況 (様式23)	96
ヌ ②令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況 (様式24)	97
ネ ③扶助金の支給状況 (様式25)	98
ノ ④損失補償費の状況 (様式26)	99
ハ 法第34条の補償費の状況 (様式27)	100
(3) 災害救助の実施に伴う台帳等の様式	
ア 救助日報 (様式28)	101
イ 救助実施記録日計票 (様式29)	103
ウ 救助の種目別物資受払状況 (様式30)	105
エ 遺体の搜索状況記録簿 (様式31)	106
オ 賃金職員等雇上げ台帳 (様式32)	107
(4) 行方不明者搜索票 (様式33)	108
(5) 行方不明者搜索名簿 (様式34)	109

6 風水害

(1) 雨量観測所	110
(2) 水位観測所	111
(3) 水位模式図	111
(4) 洪水予報	112
(5) 水防警報	113
(6) 水防信号及び標識	114
(7) 夜明ダム放流情報の伝達先	115

(8) 水防警報及び氾濫注意情報等の伝達先	1 1 5
(9) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒等区域内の要配慮者利用施設	1 1 6
(10) 水防倉庫設置状況	1 2 1
(11) 水防活動等報告様式	
ア 水防活動状況報告	1 2 2
イ 一般被害一覧	1 2 3
ウ 避難状況報告	1 2 4
エ 水防活動実施報告	1 2 5
(12) 重要水防箇所評定基準（国土交通省関係）	1 2 7
(13) 重要水防箇所指定基準（県河川）	1 2 9
(14) 重要水防箇所危険度評定基準（県河川）	1 2 9
(15) 河川等水防箇所	1 3 0
(16) 排水ポンプ及び水こう門設置箇所	1 3 4
(17) 防災ダム設置箇所	1 3 6
(18) 河内ダムの水防体制	1 3 7
7 土砂災害	
(1) 土砂災害危険箇所	1 3 8
(2) 山地災害危険地区	1 4 7
(3) 土砂災害警戒区域等指定箇所	1 4 9
8 緊急輸送	
(1) 緊急通行車両以外の車両通行止標示	1 5 4
(2) 緊急通行車両標章	1 5 5
(3) 緊急通行車両確認証明書	1 5 5
(4) ヘリポート設置箇所	1 5 6
9 生活支援	
(1) 物品等受払簿	1 5 7
(2) 義援金品領収書	1 5 8
(3) 罹災・被災証明願	1 5 9
(4) 罹災証明書	1 6 0
(5) 応急仮設住宅建設候補地	1 6 1
10 環境・衛生	
(1) 鳥栖市災害廃棄物処理基本計画【概要版】	1 6 2
(2) 遺体調書	1 6 6
(3) 遺体遺留品処理票	1 6 7
(4) 佐賀県広域火葬計画（一部抜粋）	1 6 8
11 通信	
(1) 防災無線	1 6 9
(2) 防災無線操作方法	1 7 0
(3) 非常通信対応マニュアル（一部抜粋）	1 7 3
(4) 災害用伝言サービス	1 7 5
(5) 特設公衆電話設置箇所	1 7 7

12 連絡先

- (1) 防災関係機関 178
- (2) 報道機関（市政記者クラブ） 181

13 条例等

- (1) 鳥栖市防災会議条例 182
- (2) 鳥栖市災害対策本部条例 183
- (3) 鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例 184
- (4) 鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 187
- (5) 鳥栖市災害り災者に対する見舞金等支給条例 190
- (6) 鳥栖市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例 191
- (7) 鳥栖市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則 193
- (8) 急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例 196

これまでの風水害の状況

1 大雨

(1) 雨の強さと降り方

1時間雨量	予報用語	人の受けるイメージ	災害発生状況
10mm以上～ 20mm未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
20mm以上～ 30mm未満	強い雨	どしゃ降り。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30mm以上～ 50mm未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。 都市では下水管から雨水があふれる。
50mm以上～ 80mm未満	非常に激しい雨	滝のように降る。 (ゴーゴーと降り続く。)	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。 マンホールから水が噴出する。 土石流が起こりやすい。 多くの災害が発生する。
80mm以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じず。	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要。

(2) 被害をもたらした主な大雨

- 1953（昭和28）年6月24日～29日（雨量は、土木事務所観測）

連続雨量：663.2mm、最大24時間雨量：260.9mm、最大時間雨量：45.3mm

筑後川、大木川、安良川が決壊し、死者1名、行方不明者1名、流失9棟、浸水705棟（旧鳥栖町、麓村、旭村の集計。基里村、田代村は資料無し）、また、下野町では1ヶ月冠水するなど鳥栖市最大の被害をもたらした。

今までもこれほどの被害を出した災害はなく、「28水」という名称で市民の記憶に残っており、浸水した各町の公民館には、浸水した高さをあらわすパネルも設置されている。

【昭和28年水害の記録】

日時	鳥栖町の記録	日時	基里村の記録
6/26 1:00	○浸水、家屋流失の恐れあるため、消防団出動、町長以下役場職員も警戒に当たる。 ○大木川増水で新設堤防が溢水、酒井高田間の国道3号線は濁流で通れず。 ○轟木川も増水、田と川の見境つかず。 ○小原川の氾濫で、鳥栖劇場付近の消防用水扉は止む無く破壊して、家屋流失に備えた。	6/26 3:00	○6月25日朝より降り続いた豪雨は、翌26日未明になって筑後川の氾濫により、大木川、秋光川、その他全河川が氾濫し、危険状態となる。 ○非常サイレンにより、役場全吏員と消防団を非常召集。
8:00現在 8:30 9:10	○真木床下浸水15戸。 ○佐賀測候所より大雨特報来電。 ○轟木消防より、浸水の連絡。 ○専売公社前市場浸水。 ○ドンドンオテ（本通り南側の路地）の排水溝の一部を破壊。 ○大木川鳥の里橋下の堤防決壊。	6:00	○大木川は、堤防改修工事が酒井部落の下まで完成していたが、酒井東部落は床上に浸水。 ○酒井西村下の通称六地藏附近は、大木川改修工事完成箇所と旧堤防附近で決壊。 ○六地藏附近の大木川左岸が決壊。濁流は西に向かい、みるみる内に増水。 ○酒井東、水屋方面は、住家ほとんど浸水。牛馬の避難を開始。 ○消防団は、必死に防水工事にあたるが、大木川左岸は氾濫。濁水は、堤防を越して川に逆流。

<p>10:10</p> <p>10:40</p> <p>10:43</p> <p>11:00</p> <p>12:07</p> <p>13:00</p> <p>13:30</p> <p>14:30</p> <p>15:18</p> <p>16:20</p> <p>16:30</p> <p>17:45</p> <p>18:45</p> <p>19:25</p> <p>19:40</p> <p>20:00</p> <p>21:20</p> <p>22:05</p> <p>22:25</p> <p>22:40</p> <p>22:55</p>	<p>○前川土手西側決壊の恐れ。 ○赤江の西200mの堤防危険につき、杭送る。 ○杭50本、吠(かます)200の依頼。 ○本部で昼食炊出し。 ○大木川酒井西堤防50m、水屋高橋手前決壊の恐れ。安楽寺南堤右岸噴出、高田は両端から浸水、危険状態。 ○安良川堤防決壊の報告。 ○酒井西から避難12名が今泉着。 ○麓村からトラックで応援に来る。 ○大野製材所・松永製材所共に杭無く、土木事務所より45本入る。 ○高田より電話で、「大木川へ逆流しつつあり。」 ○炊出しを専売公社に依頼。快諾を得る。 ○高田の水位、1時間あたり15.6cm増水。 ○県経済部長水害見舞いに来町。赤江西側堤防は取り止め困難。 ○高田分教場校舎入り口の水位。 ○鳥栖小西側石垣破壊。北側2階建て校舎危険。 ○高田分教場床下浸水。助役、伊東教委長、大島団長ら視察へ。 ○筑後川6.5m、大木川6m決壊。 ○赤江堤防補強に杭200本の急送依頼。 ○高田分教場床上浸水の報告後、電話途絶える。 ○旭村役場より連絡、赤江西方旭村の堤防決壊。 ○高田分教場の畳から30cm余り上まで浸水。 ○赤江は危険を脱するが、新浜は漏水で危険。 ○警察より連絡。酒井西の堤防決壊。 ○千歳橋付近決壊につき、高田、安楽寺、真木増水の恐れ。 ○鳥栖大木川堤防決壊のため、藤木、本鳥栖で半鐘を鳴らす。 ○高田駐在所より連絡。住宅は天井まで浸水、日田方面からの流木で家が1、2軒倒壊。 ○避難用の船不足のため、イカダを組む一方、保安隊(自衛隊の前身)の鉄船手配を地方事務所へ依頼。 ○警察署長より、高田で家屋の流失始まる。 ○真木、増水のため避難準備を依頼。 ○高田駐在所床上浸水。 ○地方事務所より1トン半の発動機船が来るとの連絡。 ○真木3分の2浸水。 ○真木で火災。連絡不能。</p>	<p>11:00</p> <p>16:00</p> <p>21:00</p> <p>6/27 2:00~ 3:00</p> <p>夜明け頃</p>	<p>○宝満川は瑞間方面が決壊。秋光川は堤防上に氾濫し、堤防は3ヶ所寸断。このため、酒井東区方面は浸水が軒下に達し、大木川また右岸左岸ともに寸断。</p> <p>○八坂橋下の大木川右岸の堤防決壊は、その下流域の救命路を断つような事態に至る。 ○西、東両部落方面に出動していた議長、助役、団長、村議、吏員等酒井部落に孤立。救出する船もない。 ○女子職員と婦人会員により給食炊出し。この運搬は、舟を使用しなければならないが、舟が意のままにならず、酒井両部落の給食に成功したのみで、水屋、赤川方面は連絡もできない状態。 ○重田、飯田にも浸水。救助を求める叫びが八坂橋に聞こえるが、施す手だてがない。 ○酒井西の増水甚だしく、浸水軒下に達す。</p> <p>○いよいよ危険となり、残留組は筏隊を組織。これに曾根崎区民及び桜町消防団が参加。救助作業に当たる。</p> <p>○増水が絶頂に達し、八坂橋においても大木川の水が堤防上にまで氾濫。筏隊は決壊の激流箇所よりの濁流で棹が流され、筏の転覆事故等が続出。 ○酒井西、東に孤立していた助役以下、ようやく危地より脱出。 ○舟を操り、脱出して来た避難民を基里小学校に収容。 ○水屋、赤川に消防団により給食を完了。久留米保安隊は、久留米医大病院の患者収容</p>
<p>6/27 9:30</p>	<p>○高田、安楽寺、新浜、真木へ役場吏員が朝飯配達。 ○南川副村の漂流民4人、藤木、大石司郎氏宅に収容。</p>		

15:15	○豪雨特報解除。 ○町より保安隊へ舟艇使用申し込み。		基地として八坂橋に陣取る。 ○学校の避難者が益々増加。
16:55	○舟艇3艇到着。		
19:15	○ゴム舟艇1艇到着。 ○鳥栖町災害対策本部を編成。	6/28	○議員、区長、農協長、農業委員長により災害対策協議会を開く。 ○浸水は幾分減水したようだが、酒井西、東、水屋、赤川は、浸水したまま撤す術がない。舟により食糧運搬にあたる。
6/29	○戸塚建設大臣来鳥の報。 ○高田灌水機家屋流失。 ○衆参議員慰問団来町。	6/29	○博多港よりモーター船一隻を供用。水屋・赤川方面に連絡。 ○酒井東、西、赤川の避難者は、学校に収容。
6/30	○麓村長以下水害見舞いに来町。 ○地方事務所経由で駐留軍へ災害状況報告。 ○県対策本部より木炭20俵届く。 ○町長、各種団体代表、斎藤医師が災害視察。 ○参議院水害視察団に陳情。 ○鳥栖町衣料店より衣料92点寄贈。 ○県広報課より水害調査。 ○25日からの炊出しは30日夕食で打ち切る。	6/30	○降りに降った雨もやっとあがり、人家も高い所では、水が引き始めたが、水害の惨情は目を覆うばかりである。
7/1	○鳥栖町罹災者対策諮問委員会が発足。 ○衆議院視察団来町。	7/1	○晴。救援物資は東京を始め、各方面より来た。配分に万全を期す。本日を以て減水したので、避難収容所を閉鎖。
7/2・3	○罹災者の実態調査。	7/2	○区長会を招集し、復旧対策協議会を開き、決壊箇所の応急修理を区役をもって実行することとする。
		7/3	○知事一行が来村し、被害状況を視察。
		7/4	○保安隊70名来村。小学校に宿泊し、決壊道路の修理にあたる。各河川の応急修理を開始するための区役出動。農村部長来村。
7/5	○県議会より水害視察。	7/5	○県議団一行来村視察。
7/6	○大野国務大臣来鳥。郡内町村長陳情。	7/6	○大野災害本部長来村。村長詳細報告。
		7/7	○小雨降り続く。復旧工事のため、区役出動。
		7/8	○小雨。復旧工事のため、区役出動。
		7/9	○小雨。復旧工事のため、区役出動。
		7/10	○復旧区役出動。
		7/11	○復旧工事。
7/14 ~20	○消防団員による国・県道の補修作業。	7/16	○小学校、保育園に宿泊していた保安隊は、六地蔵の決壊箇所の復旧を終り、北茂安に移動。消防団が道路復旧。
		7/17 18:00頃	○大雨。消防団道路復旧工事。 ○酒井東の秋光川堤防並びに大木川の酒井村

		19:30	上の右岸が修理箇所より決壊。 ○消防の非常召集。
		7/18	
		2:00	○決壊箇所の堰止めに成功。
		3:30	○再び決壊。酒井東・水屋部落浸水。 ○酒井西、東、水屋は、消防団にて決壊箇所の復旧工事。他の消防団は道路復旧工事。田代駅前より砂利を運ぶ。
		7/19	○小雨。消防団の道路復旧工事は、本日をもって完了。
		7/20	○雨。決壊箇所の復旧工事のため区役出動。村にて救援野菜を全村より集める。
		7/21	○雨。復旧工事区役出動は、曾根崎、原、酒井。
		7/22	○雨後曇。復旧工事は、大木川左岸一、右岸一、秋光川一となる。区役続行。村内の救援野菜配分。村長が醤油七樽など地方事務所よりの救援物資を配分。
		7/23	○晴。復旧工事八割完成。区役出動。午後、地方事務所より救援物資の衣類並びに野菜類来る。即日配分。昼表見本来る。水屋、酒井西、東に発注。
		7/24	○晴。復旧工事続行。区役出動。罹災地の田植は決壊箇所を除き殆ど終了。苗不足のために藤津郡、西松浦郡方面より救援苗を三輪車にて配布。なお、不足の分は、災害と共に蒔付けた二番苗を使用。
		7/25	本日をもって、災害復旧工事完了。区役打切り。

※資料：「栖」～『鳥栖公民』「水害要録」～、基里村役場～豪雨に依る災害記録～

- 1962（昭和37）年7月1日～8日（雨量は、土木事務所観測）
連続雨量：553.4mm、最大24時間雨量：203.8mm、最大時間雨量：32.0mm

秋光川、前川の堤防が決壊し、水田の流失、冠水、がけ崩れによる林道や民家の被害が続出した。（詳細な数値資料なし）

- 1972（昭和47）年7月9日～7月13日（雨量は、土木事務所観測）
連続雨量：636.5mm、最大24時間雨量：138.5mm、最大時間雨量：40.5mm

家屋浸水65箇所、地すべり11箇所、橋梁破損3箇所、河川の破損、水田の冠水、農産物被害多数等市内全域に被害をもたらした。

- 1980（昭和55）年8月28日～8月31日（雨量は、土木事務所観測）
連続雨量：349.5mm、最大24時間雨量：185.5mm、最大時間雨量：33.0mm

安永田ため池堤防の決壊、道路被害13箇所、河川被害5箇所、家屋浸水65箇所等の被害が発生した。

- 1982（昭和57）年7月23日～7月25日（雨量は、土木事務所観測）
連続雨量：246.5mm、最大24時間雨量：235.0mm、最大時間雨量：30.5mm

安良川が決壊し、車が流失したのをはじめ、家屋浸水70箇所、道路被害30箇所、河川被害5箇所、さらにはがけ崩れ等により11世帯35人が避難するなどの被害が発生した。

- 1990（平成2）年6月28日～7月2日（雨量は、土木事務所観測）
連続雨量：317.5mm、最大24時間雨量：201.5mm、最大時間雨量：41.5mm

安良川が決壊したのをはじめ、道路被害29箇所、河川被害4箇所、橋梁被害2箇所、さらに水路の崩壊等の被害が発生した。

- 2019（令和元）年8月27日～28日の大雨（令和元年佐賀豪雨）
8月26日から29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。
8月26日から30日までの5日間の総降水量は佐賀市富士町で656mmに達し、県内では武雄市、大町町、多久市、小城市、佐賀市を中心として死者3名、意識不明を含む重傷者3名、住家の被害は、全壊87棟、大規模半壊107棟、半壊759棟、床上浸水773棟、床下浸水4,310棟に及んだ。

- 2021（令和3）年8月11日～8月19日（雨量は、佐賀地方气象台）
連続雨量：1031mm、最大24時間雨量：332.5mm、最大時間雨量：55.5mm

8月11日以降、日本付近に停滞している前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となった。この影響により、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、11日からの総降水量が、多いところで1400mmを超える記録的な大雨となった。

8月12日は、九州北部地方で線状降水帯が発生し、24時間降水量が多いところで400mmを超える大雨となった。

8月13日は、中国地方で線状降水帯が発生し、複数の地点で日降水量が8月の値の1位を更新するなど、記録的な大雨となった。

8月14日は、西日本から東日本の広い範囲で大雨となった。特に九州北部地方で線状降水帯による猛烈な雨や非常に激しい雨が降り続き、嬉野市で24時間降水量555.5mmを観測し、観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となった。この大雨に対して、気象庁は長崎県、佐賀県、福岡県、広島県を対象とした大雨特別警報を発表した。

2 台風

(1) 台風の大きさと強さ

【台風の大きさの階級】

風速15m/s以上の半径	500km以上800km未満	800km以上
階 級	大型（大きい）	超大型（非常に大きい）

【台風の強さの階級】

最大風速	33 m/s 以上 44 m/s 未満	44 m/s 以上 54 m/s 未満	54 m/s 以上
階級	強い	非常に強い	猛烈な

(2) 佐賀県に大きな被害をもたらした主な台風（数値は、佐賀地方気象台観測値）

- 1945（昭和20）年9月16日～17日（枕崎台風）

17日枕崎に上陸した台風第16号は、時速50～60kmの速度で九州を横断し広島付近から日本海に出、能登半島を経て奥羽を横断して太平洋に出た。

佐賀地方は、17日午前5時より次第に風速を増し、午後9時頃に最大風速18.8m/sを観測した。総降雨量は、三瀬地方で16日～17日の雨量が680mmを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。

死者行方不明者は101名、倒壊住家は304棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。
- 1949（昭和24）年8月15日～18日（ジュディス台風）

九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄り向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、15日～18日の総降水量は古湯地域で760mmを超えた。

死者行方不明者は佐賀郡、小城郡を中心に95名、住家被害は全壊234棟、流失128棟、半壊610棟という甚大な災害となった。
- 1991（平成3）年9月13日～14日（台風17号）

沖ノ島島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して14日午前5時頃長崎市付近に上陸した。

佐賀県では14日午前5時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日6時9分に南東の風54.3m/sの最大瞬間風速（観測史上1位）を観測した。

この台風の影響により、佐賀市と七山村で家屋の倒壊により各1名が死亡、住家被害は全壊9戸、半壊102戸、一部損壊110戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。
- 1991（平成3）年9月27日（台風19号）

マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、26日午後4時過ぎに佐世保市の南に上陸した。

佐賀県では27日午後正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後4時46分に南南東の風52.6m/sの最大瞬間風速（観測史上2位）を観測した。

台風第17号の約2週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊23戸、半壊673戸、一部損壊34、208戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。
- 2006（平18）年9月16日～18日の台風（台風第13号）及び秋雨前線豪雨

フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。

佐賀県では17日午後2時頃から午後5時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後6時50分に南南東の風50.3m/sの最大瞬間風速（観測史上3位）を観測した。

記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17日午後8時には124、100世帯に達した。一部の地域では停電期間が3日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層

アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。

また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。

このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50mmを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99mm、唐津市枝去木では1時間に89mmという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大1時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。

さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲に渡って水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数となった。

3 竜巻

- 2004年(平成16)年6月27日

(佐賀地方気象台 災害時自然現象報告書2004年第1号より抜粋)

発生時刻：7時50分前後、移動方向：北東方向、移動速度：不明、

被害から推定される風速：藤田スケールF1 (風速33～49m/s)

鳥栖市立石町から鳥栖市平田町までの長さ約500m、幅約40mの地域と鳥栖市山浦町麓老人福祉センター付近から北東方向へ約100m、幅20mの2つの離れた地域で被害が確認された。

被害状況(平成16年7月5日現在)

家屋被害：一部損壊27戸、ハウス被害：倒壊4棟、一部破損1棟、

停電：約250戸(鳥栖市平田町)

概況調査票

整理番号 _____

報告者氏名		部課名等	部・局	課・室・局
報告日時	月 日 ()	時 分	状況把握日時	月 日 () 時 分
状況把握場所				
<p>●参集時に把握した情報</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自宅付近の状況、道路の状況、建物被害の状況、救助者の有無、火災の発生状況、その他 気づいたこと ※火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡すること。</p> </div>				
<p>●地図・略図</p> <div style="height: 300px;"></div>				

※参集後に各自で記入し、各部局の主管課が取りまとめて、随時総務課へ提出のこと。

災害調査表

災害番号	災害名		発生年月日		報告者名		受付年月日	
	住所 世帯主氏名 店舗・事業所名等(電話番号)	建物の 用途・ 面積	世帯 人員	人的被害	住家被害	その他 被害	被害の概要	
				死者 行方不明者 負傷者 重傷 軽傷	全 半 一部破損 床上浸水 床下浸水	水 電 電 ガ ブ ロ ツ ク ク ス 併		
		m ²	人	死者 行方不明者 負傷者 重傷 軽傷	全 半 一部破損 床上浸水 床下浸水	水 電 電 ガ ブ ロ ツ ク ク ス 併		
		m ²	人	死者 行方不明者 負傷者 重傷 軽傷	全 半 一部破損 床上浸水 床下浸水	水 電 電 ガ ブ ロ ツ ク ク ス 併		
		m ²	人	死者 行方不明者 負傷者 重傷 軽傷	全 半 一部破損 床上浸水 床下浸水	水 電 電 ガ ブ ロ ツ ク ク ス 併		
		m ²	人	死者 行方不明者 負傷者 重傷 軽傷	全 半 一部破損 床上浸水 床下浸水	水 電 電 ガ ブ ロ ツ ク ク ス 併		

※ 1 この調査は、災害対策本部からの指示後、3日以内に作成し報告すること。

2 人的被害、住家被害、その他被害については、該当するものを○で囲むこと。該当するものがない場合は、被害の概要欄に該当するものを記入すること。

災害調査表（人的被害、建物被害、厚生被害等）

（単位：千円）

被害種別		単位	被害状況	被害額	備考	
人的被害	死者	人		/		
	行方不明者	人				
	重傷	人				
	軽傷	人				
	合計	人				
建物被害	全壊（焼・埋）	戸数	戸			
		世帯数	世帯			
		人員	人			
	流失	戸数	戸			
		世帯数	世帯			
		人員	人			
	半壊（焼・埋）	戸数	戸			
		世帯数	世帯			
		人員	人			
	一破部損	戸数	戸			
		世帯数	世帯			
		人員	人			
	浸水	床上	戸数	戸		
			世帯数	世帯		
			人員	人		
		床下	戸数	戸		
			世帯数	世帯		
			人員	人		
	計	戸数	戸			
		世帯数	世帯			
		人員	人			
非住家	全壊（焼・埋）	棟				
	半壊（焼・埋）	棟				
	一部破損（焼・埋）	棟				
建物合計		/				
厚生・医療施設等	社会福祉施設		箇所			
	環境衛生施設	衛生施設	箇所			
		その他	箇所			
	医療施設		箇所			
	合計		/			
総計		/				

※ 被害箇所について、図面・写真等を添付すること。

災害調査表（商工被害、上下水道被害等）

（単位：千円）

被害種別		被害状況	被害額	備考
商工関係	商業			
	工業			
	鉱業			
	観光施設			
	その他			
	計			
ライフライン関係	上水道			
	下水道			
	電気			
	電話			
	ガス			
	その他			
	計			
その他				
合計				

※ 被害箇所について、図面・写真等を添付すること。

災害調査表（農林業被害）

被害種別		被害面積 (ha)	被害量 (t・棟・箇所・m)	被害額 (千円)	備考	
農 地	田 (流出・埋没)					
	畑 (流出・埋没)					
	樹園地 (流出・埋没)					
	合計					
	農 作 物	水稲				
		麦類				
		雑穀、いも、豆類				
		野菜				
		果樹				
		工芸作物				
飼料用作物						
花卉						
茶						
その他						
計						
樹 体	果樹					
	茶樹					
	計					
家 畜	家畜					
	畜産物					
計						
合計						
農 協 等	共同利用施設(事務所含む)					
	在庫品					
	計					
	農 業 用 施 設	利用施設	耕種関係			
			園芸関係			
			畜産関係			
			その他			
	小計					
	水路(崩壊)					
	農道(崩壊)					
橋梁(流出)						
頭首工・井堰						
揚・排水機						
ため池等						
農地保全						
その他						
計						
合計						
農業合計						
林 業	林 地	崩壊地				
		地すべり地				
		合計				
	施 設	治山施設				
		林道				
		林産施設				
		苗畑施設				
	合計					
	林 産 物	木材				
		その他の林産物				
種苗						
林産物間接被害						
その他						
合計						
林業合計						
総計						

※ 被害箇所について、図面・写真等を添付すること。

災害調査表（土木被害）

(単位：千円)

被害種別	公共災害						単独災害						合計		備考	
	県工事		市工事		計		県工事		市工事		計		箇所	被害額		
	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額				
道路																
橋りょう																
河川																
砂防																
崖崩れ																
堆積土砂																
その他																
計																
公営住宅																
合計																

※ 被害箇所について、図面・写真等を添付すること。

災害調査表（文教被害等）

(単位：千円)

被害種別	学 校						社会教育施設	体育施設	その他	合 計				
	小学校		中学校		高等学校						箇所	被害額	箇所	被害額
	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額								
全 壊														
半 壊														
一部破損														
床上浸水														
床下浸水														
小 計														
埋 没														
流 失														
崩 壊														
小 計														
教材等														
その他														
計														
文化財														
合 計														

※ 被害箇所について、図面・写真等を添付すること。

災害調査表（出勤人員）

月日	市職員		消防職員		消防団員		一般住民等		人員計
	人員	活動内容	人員	活動内容	人員	活動内容	人員	活動内容	
合計									

- ※ 1 人員は、1日ごとに実人数で計上すること。
 2 活動内容は、具体的に「遭難者捜索」「水防活動」「危険箇所パトロール」「応急復旧工事」等の内容を記入すること。

災害調査表（出勤人員）

月日	市職員		消防職員		消防団員		一般住民等		人員計
	人員	活動内容	人員	活動内容	人員	活動内容	人員	活動内容	
合計									

- ※ 1 人員は、1日ごとに実人数で計上すること。
 2 活動内容は、具体的に「遭難者捜索」「水防活動」「危険箇所パトロール」「応急復旧工事」等の内容を記入すること。

火災・災害等即報要領

					〔 昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官 〕
改正	平成	6年	12月	消防災第279号	
		平成	7年	4月	消防災第83号
		平成	8年	4月	消防災第59号
		平成	9年	3月	消防情第51号
		平成	12年	11月	〔 消防災第98号 消防情第125号 〕
		平成	15年	3月	〔 消防災第78号 消防情第56号 〕
		平成	16年	9月	消防震第66号
		平成	20年	5月	消防応第69号
		平成	20年	9月	第166号
		平成	24年	5月	消防応第111号
		平成	29年	2月	消防応第 11号
		平成	31年	4月	消防応第 28号
		令和	元年	6月	消防応第 12号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った

市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像

情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ)

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告することができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建造物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、家事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について

報告すること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

- ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe, f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部

等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接速報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初期段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわか

る範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式その2(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

※特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人	中等症 人		軽症 人		
建物の概要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼ばや棟			林野焼損面積	a
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名			特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法			気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I等 7 その他 ()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要			危険物施設の 区 分			
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人			
			重症	人 (人)		
			中等症	人 (人)		
			軽 症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消防本部 (署)	台	人	
			消 防 団	台	人	
			消防防災ヘリコプター	機	人	
			海 上 保 安 庁	人		
			自 衛 隊	人		
			そ の 他	人		
警戒区域の設定 使用停止命令	月 日 時 分	月 日 時 分				
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先年とし可能な限り (原則として、覚知後30分以内) わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	重症	人 (人)
	不明 人	中等症	人 (人)
		軽症	人 (人)
救助活動の 要 否			
要救護者数 (見込み)		救助人員	
消防・救急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先年とし可能な限り（原則として、覚知後30分以内）わかる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その1)

[災害概況即報]

報告日時		年	月	日	時	分
都道府県						
市町村 (消防本部名)						
報告者名						

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所				発生日時		年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち災害関連死	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り (原則として、覚知後30分以内) わかる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その2) 被害状況即報

都道府県		被害状況即報		被害		区分		被害		区分		被害		区分		被害		区分		被害	
災害名	確定年月日	月	日	時	確定	田	流失・埋没	ha		公共文庫	施設	刊		都道府県	災害の対策状況						
畑	冠	水	ha			畑	流失・埋没	ha		農林水産	施設	刊		市町村	設置状況						
学	冠	水	ha			学	冠	ha		公共施設	公共施設	刊			状況						
病	校	院	断			病	校	断		小計	小計	刊									
道	院	路	断			道	院	断		公共施設被害市町村数	公共施設被害市町村数	断									
橋	り	よ	断			橋	り	よ	断	農業被害	農業被害	刊									
河	川	断				河	川	断		林業被害	林業被害	刊									
港	湾	断				港	湾	断		畜産被害	畜産被害	刊									
砂	防	断				砂	防	断		水産被害	水産被害	刊									
清	掃	施設	断			清	掃	施設	断	商工被害	商工被害	刊									
崖	く	ず	断			崖	く	ず	断	その他	その他										
鉄	道	不	断			鉄	道	不	断	被	被										
被	害	船	断			被	害	船	断	被害総額	被害総額	刊									
水	道	道	断			水	道	道	断	災害の概況	災害の概況										
電	話	断				電	話	断		消防機関等の活動状況	消防機関等の活動状況										
電	気	断				電	気	断		心	急										
ガ	ス	断				ガ	ス	断		対策の状況	対策の状況										
ブ	ロ	ッ	断			ブ	ロ	ッ	断	状況	状況										
り	災	世	断			り	災	世	断	被災者数	被災者数	断									
り	災	者	断			り	災	者	断	被災人数	被災人数	断									
火	災	物	断			火	災	物	断	建物	建物	断									
災	生	物	断			災	生	物	断	危険	危険	断									
そ	の	他	断			そ	の	他	断	その他	その他	断									

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

災害報告取扱要領

〔 昭和45年 4月10日
消防防第246号消防庁長官 〕

改正 昭和58年12月 〔 消防総第833号
消防災第279号
消防救第 58号 〕

昭和59年10月 消防災第267号

平成 6年12月 消防災第278号

平成 8年 4月 消防災第278号

平成13年 6月 〔 消防災第101号
消防情第 91号 〕

平成31年 4月 消防応第 28号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによる。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付日消防第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部

災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全滅及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公用の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不通となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多くの停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
		うち災害関連死	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共施設	棟							
	その他	棟							
り	災世帯数	世帯							
り	災者数	人							
被害総数	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	公立文教施設	千円	()	()	()	()	()	()	
	農林水産業施設	千円	()	()	()	()	()	()	
	公共土木施設	千円	()	()	()	()	()	()	
	その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()	
	その他被害	千円							
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日			
	解散	月日	月日	月日	月日	月日			
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体		

区分		発生年月日		災害名							計
人的被害	死者	うち災害関連死		人							
				人							
	行方不明者	負傷者		重傷							
		軽傷		人							
住家被害	全壊	棟		棟							
		世帯		人							
	半壊	棟		棟							
		世帯		人							
	一部破損	棟		棟							
		世帯		人							
床上浸水	棟		棟								
	世帯		人								
床下浸水	棟		棟								
	世帯		人								
非住家	公共建築物その他		棟								
	の		棟								
その他	田	流失・埋没		ha							
		冠水		ha							
	畑	流失・埋没		ha							
		冠水		ha							
	学	校		箇所							
	病	院		箇所							
	道	路		箇所							
	橋	りょう		箇所							
	河	川		箇所							
	港	湾		箇所							
	砂	防		箇所							
	清	掃		箇所							
	崖	くずれ		箇所							
	鉄	道不通		箇所							
被	害船		箇所								
水	道		戸								
電	話		回線								
電	気		戸								
ガ	ス		戸								
プ	ロック		塀								
火災発生	建物		件								
	危険		件								
	その他		件								
り	災世帯		数								
り	災者		数								
公	立文教施設		千円		()	()	()	()	()	()	
農	林水産業施設		千円		()	()	()	()	()	()	
公	共土木施設		千円		()	()	()	()	()	()	
そ	の他の公共施設		千円		()	()	()	()	()	()	
小	計		千円		()	()	()	()	()	()	
その他	公共施設被害市町村数		団体								
	農産被害		千円								
	林産被害		千円								
	畜産被害		千円								
	水産被害		千円								
	商工被害		千円								
そ	の他		千円								
被害総額			千円								
都道府県災害対策本部			設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
			解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数											
消防団員出動延人数											

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊部隊の長

区分	部隊の長	住 所 (担当部署)	電話番号	災害派遣の担当
陸上自衛隊	西部方面総監	熊本県熊本市東区東町 1-1-1	(096) 368-5111	九州
	第4師団長	福岡県春日市大和町5-1-2 (師団司令部第3部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県
	第4特科連隊長	福岡県久留米市国分町100 (連隊本部第3科)	(0942) 43-5391	佐賀県(鳥栖市、神 埼市、神埼郡、三養 基郡を除く)
	九州補給処長	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町 立野7 (企画課防衛班)	(0952) 52-2161	鳥栖市、神埼市、 神埼郡、三養基郡
海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町18 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23-7111	九州(大分県、宮崎 県を除く)及び山口 県の一部
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部防衛課)	(092) 581-4031	九州(宮崎県を除 く)、広島県、岡山 県、愛媛県、高知県
	第8航空団司令	福岡県築上郡築上町西八田	(0930) 56-1150	
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町大字 芦屋1455-1	(093) 223-0981	

※時間外は、当直司令が連絡を受ける。

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

鳥栖市長



自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日から 年 月 日（予定）まで
※ 終了日は、災害応急対策の終了予定日を記入

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4 その他（連絡方法、連絡責任者及び部隊の結集地等）

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

鳥栖市長



自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼いたしましたこのことについて、下記のとおり災害派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他

鳥栖市が締結している協定

区分	協定名	協定締結の相手方
国	鳥栖市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局
自治体	災害時における避難者の相互受入れに関する協定	基山町
	佐賀県・市町災害時相互応援協定	佐賀県・県内19市町
	災害時相互応援に関する協定	茨城県鹿嶋市
	災害時における避難者の相互受入れに関する協定	みやき町
	原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書	唐津市
防災関係機関	構成市町と鳥栖・三養基地区消防事務組合の災害対策本部業務に関する覚書	鳥栖・三養基地区消防事務組合
	特殊災害時における中和剤の供給に関する覚書	鳥栖・三養基地区消防事務組合
	災害時における連携に関する協定	陸上自衛隊九州補給処
物資	災害時における物資の供給等に関する協定	コープさが生活協同組合
	災害時における物資の供給等に関する覚書	
	災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社鳥栖工場
	災害時における物資の供給等に関する協定	合同会社 西友
	災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定	トラスコ中山株式会社
		アイリスチトセ株式会社
	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社グッデイ
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ナフコ	
資機材	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	株式会社アクティオ
	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社クラウン・パッケージ九州事業所
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	太陽建機レンタル株式会社
ガス	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	佐賀県LPガス協会鳥栖支部
	災害時におけるLPガス等の供給及び避難所としての活用に関する協定	鳥栖プロパン株式会社
避難所	災害時における施設利用に関する協定	鳥栖高等学校、鳥栖商業高校、鳥栖工業高校
	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	麓刑務所
放送・報道	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
	防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社
廃棄物	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	一般社団法人 佐賀県産業廃棄物協会
その他	道路情報提供に関する協定	鳥栖郵便局
	災害時における鳥栖市内郵便局、鳥栖市間の相互協力に関する覚書	鳥栖市内郵便局
	災害等における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定	一般社団法人佐賀県猟友会鳥栖支部
	佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定	九州電力株式会社
	地震等の災害発生時における市民生活の支援に関する協定	大和ハウス工業株式会社

水道事業に関する協定

協定名	協定締結の相手方
災害時における水道水の応急活動に関する協定	鳥栖市管工事協同組合
水道災害時相互応援協定	久留米市企業局、佐賀東部水道企業団、佐賀市水道局

鳥栖・三養基地区消防事務組合が締結している協定

協定名	協定締結の相手方
福岡佐賀県境隣接常備消防相互応援協定 福岡佐賀県境隣接常備消防相互応援協定に関する覚書	筑紫野大宰府消防組合 春日・大野城・那珂川消防組合 佐賀中部広域連合
常備消防相互応援協定 常備消防相互応援協定に関する覚書	久留米広域市町村圏事務組合
佐賀県常備消防相互応援協定 佐賀県常備消防相互応援協定に関する覚書	佐賀中部広域連合、 唐津市 伊万里・有田消防組合 杵藤地区広域市町村圏組合
構成市町と鳥栖・三養基地区消防事務組合の災害対策本部業務に関する覚書	鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町
特殊災害時における中和剤の供給に関する覚書	鳥栖市 佐賀東部水道企業団
災害時における消防用水等の供給支援に関する協定	佐賀県生コンクリート工業組合
佐賀県消防防災ヘリコプター支援協定	佐賀県
災害時における無人航空機による活動協力に関する協定の締結について	株式会社ダイワ

佐賀県が締結している協定

区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日
国	九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定 [県土企画課]	国土交通省九州地方整備局企画部	平成23年 3月 7日
	防災画像情報の相互提供に関する協定 [河川砂防課]	国土交通省九州地方整備局企画部	平成17年 5月19日
自治体	九州・山口 9 県災害時応援協定 [危機管理防災課]	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県	平成23年10月31日
	九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定 [生活衛生課]	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県	平成25年10月22日
	九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定 [循環型社会推進課]	福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・山口県	平成29年11月15日
	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合 (締結は九州地方知事会と)	平成23年10月31日
	陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との相互協力に関する協定 [危機管理防災課]	陸上自衛隊西部方面隊 (締結は九州地方知事会と)	平成30年 5月22日
	佐賀県・市町災害時相互応援協定 [危機管理防災課]	県内全市町	平成24年 3月30日
	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会	平成30年11月 9日
通信	災害対策基本法に基づき通信設備の優先利用等に関する協定 [危機管理防災課]	佐賀県警察本部長	昭和39年 9月 4日
	アマチュア無線による災害時応援協定 [危機管理防災課]	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 佐賀県支部	平成17年 3月31日
救出・救助	災害時における災害救助犬の出勤に関する協定 [危機管理防災課]	特定非営利活動法人九州救助犬協会、 県内全市町	平成24年 4月17日
	船舶による災害応急対策業務に関する協定 [危機管理防災課]	佐賀県水難救済会	平成29年 1月19日

区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日
医療	協定書（医療、助産及び死体の処理に関する協定） [医務課]	日本赤十字社佐賀県支部	昭和35年 6月 1日
	災害時における医薬品等の供給に関する協定 [薬務課]	佐賀県医薬品卸業協会	平成 9年 3月13日
	災害時における医療機器等の供給に関する協定 [薬務課]	佐賀県医療機器協会	平成24年 4月 2日
	災害時における医療ガス等の供給に関する協定 [薬務課]	一般社団法人日本産業・医療ガス協会 九州地域本部	平成24年 4月25日
	災害時における医療救護に関する協定 [医務課]	一般社団法人佐賀県医師会	平成14年 7月 8日
	佐賀県災害派遣医療チームの派遣に関する協定 [医務課]	国立大学法人佐賀大学 日本赤十字社佐賀県支部 地方独立行政法人佐賀県医療センター 好生館 医療法人清明会 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター 伊万里・有田地区医療福祉組合 特定医療法人静便堂 多久市立病院	平成21年 4月 1日 平成21年 4月 1日 平成22年 4月 1日 平成22年10月 1日 平成24年 8月28日 平成24年 8月28日 平成26年 8月21日 平成26年10月17日
	災害時における歯科医療救護に関する協定 [医務課]	一般社団法人佐賀県歯科医師会	平成25年12月17日
	災害時における医療救護に関する協定 [薬務課]	一般社団法人佐賀県薬剤師会	平成25年 4月 1日
	災害時における物資の調達に関する覚書 [福祉課]	株式会社ミズ	平成25年 8月12日
	災害時における柔道整復師支援活動に係る協定 [医務課]	公益社団法人佐賀県柔道整復師会	平成26年11月21日

区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日
	佐賀県DPAT（災害派遣精神医療チーム）に関する協定書 [障害福祉課]	一般社団法人佐賀県精神科病院協会 独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院 地方独立行政法人佐賀県医療センター 好生館	平成28年 8月 8日
	災害時における災害支援活動に関する協定 [医務課]	公益社団法人佐賀県看護協会	平成29年10月19日
	災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定 [健康増進課]	公益社団法人佐賀県栄養士会	令和 2年 4月27日
要配慮者	災害時における災害時要配慮者への支援に関する協定 [福祉課]	株式会社ニチイ学館佐賀支店 セントケア九州株式会社	平成26年 5月30日 平成26年 5月30日
	佐賀県災害多言語支援センターの設置及び運営に関する協定 [国際課]	公益財団法人佐賀県国際交流協会	平成29年 3月23日
	災害時におけるオストメイト用トイレの供給協力に関する協定 [福祉課]	株式会社ニード	平成31年 3月 4日
	災害時における被災した高齢者福祉施設への応援に関する協定 [長寿社会課]	佐賀県老人福祉施設協議会 一般社団法人佐賀県介護老人保健施設協会 佐賀県認知症グループホーム協会 公益社団法人日本認知症グループホーム協会佐賀県支部	令和 2年 3月31日
	災害時におけるリハビリテーション支援に関する協定 [長寿社会課]	佐賀リハビリテーション推進協議会	令和 2年 6月 5日
	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定 [生活衛生課]	佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	令和 2年 6月12日
仮設住宅	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 [建築住宅課]	一般社団法人プレハブ建築協会 一般社団法人全国木造建設事業協会 一般社団法人日本木造住宅産業協会	平成 9年 3月31日 平成29年 3月28日 令和元年12月10日
	災害時における民間賃貸住宅の媒	公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協	令和 2年 3月 3日

区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日
	介等に関する協定 [建築住宅課]	会 公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部	平成23年 6月27日
	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 [建築住宅課]	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会	令和元年12月10日
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定 [建築住宅課]	独立行政法人住宅金融支援機構	平成27年 6月 4日
輸送	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定 [産業政策課]	公益社団法人佐賀県トラック協会	平成13年 3月23日
	災害時における物資の受入及び配送等に関する協定 [産業政策課]	ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店	平成24年 2月 8日
	災害時における船舶による輸送等に関する協定 [交通政策課]	日本内航海運組合総連合会	平成25年 9月 6日
	災害時における船舶による輸送等に関する協定 [交通政策課]	佐賀県旅客船協会	平成28年 3月17日
	災害時における物資の保管等に関する協定 [危機管理防災課]	佐賀県倉庫協会	平成29年 2月16日
	災害等発生時における輸送車両確保に関する協定 [総務事務センター]	一般社団法人佐賀県レンタカー協会	平成29年 3月22日
	災害時における緊急輸送に関する協定 [危機管理防災課]	一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	平成29年 6月 6日
物資	災害時における物資の調達に関する	株式会社リョーユーパン	平成17年 6月24日

区分	協定名〔所管部署〕	協定締結の相手方	協定締結年月日
	る協定〔危機管理防災課〕	イオン九州株式会社 株式会社ローソン 日興食品株式会社 佐賀県生活協同組合連合会 グリコ乳業株式会社佐賀工場 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社イズミ NPO法人コメリ災害対策センター 株式会社ファミリーマート	平成17年 6月24日 平成17年 7月13日 平成17年11月 2日 平成17年12月21日 平成18年 1月21日 平成18年 2月10日 平成18年11月27日 平成20年 6月26日 平成21年10月 1日
	災害時における物資の調達に関する覚書〔福祉課〕	株式会社ミズ（再掲）	平成25年 8月12日
	災害時等における食料品及び飲料水等の供給に関する覚書〔福祉課〕	大塚製薬株式会社	平成27年 9月 1日
	災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定〔福祉課〕	南日本ダンボール工業組合	平成25年12月19日
	災害時における畳等の供給協力に関する協定〔福祉課〕	佐賀県畳工業組合	平成29年 8月28日
	災害時におけるオストメイト用トイレの供給協力に関する協定〔福祉課〕	株式会社ニード（再掲）	平成31年 3月 4日
資機材	災害時における応急対策用資機材の調達・設置等に関する協定〔危機管理防災課〕	大和産業株式会社 株式会社ソクト	平成25年 1月28日 平成25年 5月20日
	災害時における資機材調達に関する協定〔危機管理防災課〕	株式会社レンタルのニッケン九州支店	平成25年 7月 1日
燃料	災害時におけるLPガスの調達に関する協定〔危機管理防災課〕	一般社団法人佐賀県LPガス協会	平成17年 8月30日
	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書〔危機管理防災課〕	石油連盟	令和元年10月29日
	災害時における被災者支援及び石	佐賀県石油商業組合	平成26年 9月16日

区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日
	油類燃料の供給等に関する協定 [危機管理防災課]		
建設業	災害時における応急対策に関する協定 [建設・技術課]	一般社団法人佐賀県建設業協会	平成18年 9月 1日
	災害時における電気設備等の応急対策に関する協定 [危機管理防災課]	佐賀県電気工事業工業組合	平成26年 3月17日
	災害時の応援協力及び緑化啓発活動等に関する協定書 [建設・技術課]	佐賀県造園建設業協会	平成30年 5月31日
港湾	港湾施設及び港湾区域内における災害時の応急対策に関する協定 [港湾課]	佐賀県港湾建設協会 佐賀県有明海港湾漁港建設協会	平成22年 9月 1日 平成25年 7月 1日
	漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 [農山漁村課]	佐賀県港湾建設協会	平成22年 9月 1日
	福所江漁港施設及び区域内における災害時の応急対策に関する協定 [農山漁村課]	佐賀県有明海港湾漁港建設協会	平成25年 7月 1日
	災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定 [港湾課]	国土交通省九州地方整備局、九州各県、下関市、福岡市、北九州市、佐世保市、一般社団法人日本埋め立て浚渫協会九州支部、九州港湾空港建設協会連合会、山口県港湾建設協会、一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部、全国浚渫協会西日本支部、一般社団法人日本潜水協会福岡支部、一般社団法人海洋調査協会、一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会	平成28年 1月 5日
放送・	災害時における放送要請に関する	日本放送協会佐賀放送局	昭和57年 3月29日

区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日
	災害発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定 [循環型社会推進課]	佐賀県解体・リサイクル協議会	平成29年 9月 1日
帰宅困難	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 [危機管理防災課]	ミニストップ株式会社 (締結時: エムエス九州株式会社) J R九州リテール株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 山崎製パン株式会社 (締結時: 株式会社デイリーヤマザキ) 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ 株式会社ローソン 株式会社壺番屋 株式会社吉野家ホールディングス 株式会社モスフードサービス 株式会社ダスキン	平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成18年11月27日 平成22年 8月12日 平成24年10月 1日
その他	大規模災害発生時における協力に関する協定 [危機管理防災課]	西日本高速道路株式会社九州支社	平成23年 3月 4日
	災害時における隊友会の協力に関する協定 [危機管理防災課]	公益社団法人隊友会佐賀県隊友会	平成27年 7月30日
	大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定 [広報広聴課]	佐賀県専門士業団体協議会	平成27年10月19日
	無人航空機による災害応急対策業務 (映像撮影・物資輸送等) に関する協定 [危機管理防災課]	株式会社島内エンジニア 株式会社富士建	平成28年 8月30日 平成28年 8月30日
	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の輸送等に関する協定書 [生活衛生課]	佐賀県葬祭事業協同組合、 全日本葬祭業協同組合連合会	平成30年 8月22日
	災害発生時等におけるCSO等ボランティア団体との連携・協力に関する協定 [県民協同課]	佐賀災害支援プラットフォーム	平成31年 1月23日

区分	協定名 [所管部署]	協定締結の相手方	協定締結年月日
	災害時等における遺体の搬送等の協力に関する協定[生活衛生課]	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成31年 3月14日
	災害発生時における施設使用等に関する協定[危機管理防災課]	佐賀県遊技業協同組合	令和3年 4月13日

別記様式第5 (第7条関係)

従事第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。

年 月 日

処分権者 氏名



従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第6 (第7条関係)

保管第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者 氏名



保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第7 (第7条関係)

管理第	号	公 用 令 書					
		住 所 氏 名					
災害対策基本法	第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり				管理 使用 する。 収用	
年 月 日		処分権者 氏名 印					
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第8 (第7条関係)

変更第	号	公 用 変 更 令 書					
		住 所 氏 名					
災害対策基本法	第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書 (年 月 日	
第		号)に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。					
年 月 日		処分権者 氏名 印					
変更した処分の内容							

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第9 (第7条関係)

取消 第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第71条
第78条第1項 の規定に基づく公用令書 (年 月 日

第 号) に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

自主防災組織結成状況

令和4年1月末現在

地区	町区名
鳥栖	轟木町、秋葉町、藤木町、今泉町、真木町、高田町、東町、本通町、安楽寺町、事業団 宿舎、つばさ鳥栖
鳥栖北	本鳥栖町、布津原町、宿町、中央区
田代	田代昌町、田代新町、田代上町、田代外町、田代本町、田代大官町、永吉町、
弥生が丘	弥生が丘東区、弥生が丘中央区、弥生が丘南区、柚比町
若葉	神辺町、河内町
基里	酒井西町、酒井東町、曾根崎町、水屋町、飯田町、原町、姫方町、幡崎町、桜町、 松原町
麓	蔵上町、養父町、牛原町、山浦町、桜ヶ丘町、山都町、原古賀町、平田町、立石町、 一本杉区
旭	江島町、村田町、西新町、儀徳町、幸津町、村田新町、西田町、青葉台、あさひ新町、 棧敷団地

自主避難所（町区公民館等）

令和4年1月末現在

地区	施設名
鳥栖	轟木町公民館、秋葉町公民館、藤木町公民館、今泉町公民館、高田町公民館、 本通町公民館、安楽寺町公民館
鳥栖北	本町会館、本鳥栖町公民館、布津原町集会所、宿町公民館
田代	田代昌町公民館、田代外町公民館、田代外町住宅区公民館、田代大官町公民館、 田代本町公民館、永吉町公民館、加藤田町公民館、田代新町上町共同公民館
弥生が丘	荻野公民館、今町公民館、若楠療育園、弥生が丘中央区公民館
若葉	神辺町公民館、萱方町公民館、浅井町集会所、柳区区民会館、 河内町野菜集荷兼集落センター、古賀団地区公民館
基里	酒井西町公民館、酒井東町公民館、曾根崎町公民館、水屋町公民館、飯田町公民館、 原町公民館、下原集会所、原町第2公民館、姫方町公民館、幡崎町公民館、桜町公民館、 松原町公民館
麓	蔵上公民館、養父町公民館、牛原町公民館、山浦町公民館、桜ヶ丘町公民館、 山都町公民館、原古賀町区コミュニティセンター、平田町公民館、 立石町公民館、一本杉区公民館
旭	江島町公民館、西新町公民館、儀徳町公民館、旭団地集会所、幸津町公民館、 村田新町公民館、競友会館、騎手会館、西田町公民館、青葉台公民館、 あさひ新町公民館、棧敷団地公民館、下野町コミュニティセンター、村田町公民館

自主避難所（公共施設）

区分	地区	施設名	収容人員 (目安)
一次開設場所	鳥 栖	鳥栖まちづくり推進センター	25人
	鳥栖北	鳥栖北まちづくり推進センター	16人
	田 代	田代まちづくり推進センター	30人
	弥生が丘	弥生が丘まちづくり推進センター	12人
	若 葉	若葉まちづくり推進センター	50人
	基 里	基里まちづくり推進センター	26人
	麓	麓まちづくり推進センター	54人
	旭	旭まちづくり推進センター	73人
	計	8箇所	286人
二次開設場所	鳥 栖	鳥栖まちづくり推進センター分館	61人
	鳥栖北	中央老人福祉センター	53人
	基 里	基里まちづくり推進センター分館	61人
	計	3箇所	175人
合 計	11箇所	461人	

指定緊急避難場所

地区	施設名	所在地	電話番号	洪水	土砂災害	地震	大火事
鳥栖	鳥栖小学校	元町 1162	83-2535	○	—	○	○
鳥栖北	鳥栖北小学校	本町 3 丁目 1468-1	83-2296	○	—	○	○
	鳥栖中学校	本町 2 丁目 104-1	83-2537	○	—	○	○
田代	田代小学校	田代上町 301-1	83-2744	○	—	○	○
	田代中学校	田代外町 651-1	83-2758	○	○	○	○
弥生が丘	弥生が丘小学校	弥生が丘 4 丁目 329	48-3100	○	○	○	○
若葉	若葉小学校	古賀町 480-2	82-8722	○	○	○	○
基里	基里小学校	曾根崎町 1521-1	83-2288	○	○	○	○
	基里中学校	原町 672-1	83-2944	○	○	○	○
麓	麓小学校	山浦町 2253-1	83-2013	○	○	○	○
	鳥栖西中学校	蔵上町 77-1	83-2086	○	○	○	○
旭	旭小学校	村田町 109-1	83-2806	○	○	○	○
計	12箇所						

※ 避難場所は運動場又は体育館

※ 洪水時では、旭小学校の避難場所は体育館

指定避難所

地区	施設名	所在地	電話番号	収容人数 (目安)
鳥 栖	鳥栖小学校	元町 1162	83-2535	316人
	鳥栖まちづくり推進センター	今泉町 2172-2	83-1686	152人
	鳥栖まちづくり推進センター分館	真木町 2112	83-0024	104人
	社会福祉会館★	元町 1228-1	85-3616	144人
鳥 栖 北	鳥栖北小学校	本町 3丁目 1468-1	83-2296	462人
	鳥栖中学校	本町 2丁目 104-1	83-2537	553人
	鳥栖北まちづくり推進センター	古野町 176-3	85-3631	136人
	市民体育館	宿町 927	85-3632	1,011人
	市民文化会館	宿町 807-17	85-3645	369人
	サンメッセ鳥栖	本鳥栖町 1819	84-2121	335人
	中央老人福祉センター★	本町 3丁目 1494-10	82-4060	48人
	ひかり園★	本町 3丁目 1463-1	83-0847	42人
田 代	田代小学校	田代上町 301-1	83-2744	427人
	田代中学校	田代外町 651-1	83-2758	488人
	田代まちづくり推進センター	田代大官町 1958	82-2704	169人
弥 生 が 丘	弥生が丘小学校	弥生が丘 4丁目 329	48-3100	300人
	弥生が丘まちづくり推進センター	弥生が丘 2丁目 146-3	55-8633	150人
若 葉	若葉小学校	古賀町 480-2	82-8722	294人
	若葉まちづくり推進センター	萱方町 116-2	84-6122	148人
基 里	基里小学校	曾根崎町 1521-1	83-2288	294人
	基里中学校	原町 672-1	83-2944	491人
	基里まちづくり推進センター	曾根崎町 1362	82-3324	133人
	基里まちづくり推進センター分館	原町 831	82-6347	101人
	鳥栖市民体育センター	曾根崎町 1353-4	84-5165	359人
麓	麓小学校	山浦町 2253-1	83-2013	294人
	鳥栖西中学校	蔵上町 77-1	83-2086	472人
	麓まちづくり推進センター	山浦町 1788-1	82-2080	215人
旭	旭小学校	村田町 109-1	83-2806	315人
	旭まちづくり推進センター	儀徳町 3155-2	82-2603	205人
避難所計：26箇所				8,293人
福祉避難所計：3箇所				234人
合計：29箇所				8,527人

※ ★は福祉避難所

※ 浸水想定区域に位置する避難所

鳥栖まちづくり推進センター (3m~5m) 鳥栖まちづくり推進センター分館 (0.5m~3m)

基里小学校 (0.5m未満) 基里中学校 (0.5m~3m) 鳥栖市民体育センター (0.5m未満)

旭小学校 (0.5m~3m)

協定による避難所

地区	施設名	所在地	収容人数 (目安)
鳥 栖	鳥栖工業高等学校	元町 1918	788人
鳥 栖 北	鳥栖高等学校、香楠中学校	古野町 600-1	1,169人
麓	鳥栖商業高等学校	平田町 1110-8	726人

要配慮者避難受入れ要請先

施設名	所在地	電話番号
てらすやぶ (てらすとす)	養父町 43	85-8123
コスモス夢工房	秋葉町 1 丁目 976-2	84-2511
若楠児童発達支援センター	弥生が丘 2 丁目 134-1	83-1121

ひなんしやだいちよう
避難者台帳

うけつけ 受付 ばんごう 番号	ひなんしよめい 避難所名	だいひようしやしめい 代表者氏名	ひなん 避難 にんずう 人数	ちゆうしや 駐 車の 有無	ひなんしよ 避難所の 滞在理由 など	だいちよう 台帳 No.	ひなんにちじ 避難日時	たいしよにちじ 退所日時	びこう 備考
	こうく 校区・ 自治会名			有	<input type="checkbox"/> 自主避難 <input type="checkbox"/> 自宅の被害 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 被害なし				
				有	<input type="checkbox"/> 自主避難 <input type="checkbox"/> 自宅の被害 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 被害なし				
				有	<input type="checkbox"/> 自主避難 <input type="checkbox"/> 自宅の被害 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 被害なし				
				有	<input type="checkbox"/> 自主避難 <input type="checkbox"/> 自宅の被害 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 被害なし				
				有	<input type="checkbox"/> 自主避難 <input type="checkbox"/> 自宅の被害 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 被害なし				

※世帯ごとに記入してください。
 ※通称名(通称)を普段からご使用の方は通称名(通称)でも差し支えありません。
 ※この用紙に記入していただいた情報については、市の災害対策において避難状況(避難状況)を把握し、必要な支援を行うために利用し、それ以外の目的では使用しません。
 ※氏名等を他の人に知られたくない場合や特に配慮が必要な場合は、別途「避難者カード」に記入してください。

避難者世帯票

※応急期以降、又は必要に応じて世帯(家族)ごとに提出

避難所名		記入者氏名		受付番号	
年	月	日	避難日:	月	日
自宅の被害		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 車中泊 (避難所敷地内) <input type="checkbox"/> テント (避難所敷地内) <input type="checkbox"/> その他 ()	
住所		〒 () (校区・自治会名)		<input type="checkbox"/> 滞在を希望する場所 <input type="checkbox"/> 自宅用車 (避難所敷地内) (駐車場の場合は)	
電話番号		携帯電話		色	
メールアドレス (任意)				車種	
その他の連絡先		〒 ()		ナンバー	
(親戚など) ①		〒 () 性別 男・女 ()		種類 <input type="checkbox"/> 同伴 (を希望する) <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 行方不明	
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)					
氏名		生年月日		年齢	
ふりがな		年 月 日		性別	
(特記事項) 特に配慮が必要な事項(内服薬や粉ミルクなど必要なもの)や避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください。		病気・服薬 ・ けが		要介護 施設名 連絡先	
滞り場		かかりつけ医 利用介護サービス		身体 療育 精神	
滞り場 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		妊娠婦 アルギー		医師名等 医師名等	
(重要) 安否確認の問合せへの対応				回答を希望する ・ 向きしない	
退所日		転出先			

(注1) 要介護者、障害者は被保険者証や障害者手帳等から要介護度や障害の箇所を記載し、病気・服薬・けが、アレルギー、医療・機器使用等については、その内容を記載してください。
 ※この用紙に記入していただいた情報は、市の災害対策において避難状況把握し、必要な支援を行うために利用するとともに、被災者支援のために市町が作成する「被災者台帳」にも利用します。また、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営に必要最低限の範囲で共有します。

(裏面へ)

避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)		備考 (注1)					
氏名	生年月日	年齢	性別	要介護	療育	精神	アレルギー
ふりがな	年 月 日	年	男・女 ()				
① 家族	(特記事項) 特に配慮が必要な事項 (内服薬や粉ミルクなど必要なもの) や 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください						
②	(特記事項) 特に配慮が必要な事項 (内服薬や粉ミルクなど必要なもの) や 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください						
③	(特記事項) 特に配慮が必要な事項 (内服薬や粉ミルクなど必要なもの) や 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください						
④	(特記事項) 特に配慮が必要な事項 (内服薬や粉ミルクなど必要なもの) や 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください						
(重要) 安否確認の問合せへの対応 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()				回覧を希望する - 同意しない			
(重要) 安否確認の問合せへの対応 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		回覧を希望する - 同意しない		(重要) 安否確認の問合せへの対応 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		回覧を希望する - 同意しない	

避難所日誌

担当者	班員	班長	部長

避難所名											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年月日	年 月 日 ()						天候				
-----	-----------	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--

避難者 人 数	本日		男	本日		女	本日		避 難 世帯数	本日	
	累計			累計			累計			累計	

(状況) ※本日の主な業務など

(問題点) 運営上の問題点とその対応など

唐津市原子力災害対応避難（行動計画） 地区別避難場所

《唐津地区》

避難元		避難先
地区名	集合場所	避難場所
鏡田中	唐津東中高	鳥栖西中学校
		鳥栖商業高等学校
		麓まちづくり推進センター
		麓小学校
鏡今村	古代の森会館	九千部学園
		サンメッセ鳥栖
鏡高畑	鏡中学校	弥生が丘まちづくり推進センター
		基里小学校
松南町	唐津東中高	旭小学校
		旭まちづくり推進センター
		サンメッセ鳥栖
柏崎	柏崎公民館	市社会福祉会館
		ひかり園
		サンメッセ鳥栖
半田矢作	半田ふれあいセンター	基里小学校
半田本村	半田ふれあいセンター	鳥栖北まちづくり推進センター
		基里まちづくり推進センター
半田中組	半田ふれあいセンター	市民体育センター
半田河内	半田ふれあいセンター	市民体育センター
宇木上	宇木公民館	田代まちづくり推進センター
宇木中	宇木公民館	麓まちづくり推進センター
宇木下	宇木公民館	若葉小学校
東宇木	宇木公民館	若葉小学校

《浜玉地区》

避難元		避難先
地区名	集合場所	避難場所
砂子	砂子公民館	鳥栖工業高等学校
		鳥栖小学校
横田下	浜崎小学校	市民体育館
		鳥栖高等学校、香楠中学校
横田上	横田上地区活性化施設	鳥栖中学校
		田代中学校
		鳥栖高等学校、香楠中学校
野田	野田地区活性化施設	鳥栖まちづくり推進センター
		鳥栖まちづくり推進センター分館
		鳥栖小学校
		鳥栖高等学校、香楠中学校
淵上	淵上公民館	若葉まちづくり推進センター
		鳥栖小学校

谷口	谷口公民館	市民文化会館
岡口	岡口公民館	市民文化会館
五反田	玉島小学校	田代小学校
南山下	南山下公民館	弥生が丘小学校
		鳥栖北小学校
南山上	南山上公民館	鳥栖北小学校
柳瀬	柳瀬公民館	市中央老人福祉センター
座主	座主公民館	基里中学校
戸房	戸房公民館	麓小学校
古瀬	古瀬公民館	基里中学校
中原	平原小学校	基里中学校
草場	浜玉林業構造改善センター	麓小学校
今坂	今坂公民館	基里まちづくり推進センター分館
		鳥栖北小学校
鳥巢	平原小学校鳥巢分校	田代小学校

避難等に関するOIL

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一次屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm ※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ※5

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は、地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

災害救助法による救助内容

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項	必要な書類
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	避難所の設置、維持及び管理のための経費 ・賃金職員等雇上費 ・消耗器材費 ・建物の使用謝金 ・器物の使用謝金、借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	(基本額) ・避難所設置費 1人1日当たり330円以内 ・高齢者等の配慮を必要とする者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域における通常の美費を加算することができる。 ・冬季(10月～3月)である場合は、別に定める額を加算することができる。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの(例 懐中電灯、敷ゴザ等) ・通信手段の確認(非常通信方法の教示)	(1)避難者名簿 (2)救助実施記録日計票 (3)避難所用物資受払簿 (4)避難所設置及び避難生活状況 (5)避難所設置に要した支払証書類 (6)避難所設置に要した物品受払証書類
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯単位)	・原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等	災害発生の日から20日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1戸当たりの規格 29.7㎡(9坪) 限度額 5,714,000円以内 ・供与期間 2年間 ・同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、規模及び費用は別に定めるところによる。	・対象世帯の把握(前年の課税標準額等に基づき検討) ・住宅の設置場所、建設用地の選定、確保 ・業者との工事請負契約の締結 ・完成検査の実施(建築技術者の検査を受ける)	(1)救助実施記録日計票 (2)応急仮設住宅台帳 (3)応急仮設住宅用地貸借契約書 (4)応急仮設住宅使用貸借契約書 (5)応急仮設住宅建築のための原材料費購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 (6)応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証書類
炊出しその他食品の供与	・避難所に収容された者 ・住家に被害を受けて炊事できない者 ・住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者	・主食、副食、燃料費、雑費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	・1人1日当たり1,160円以内 ・食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)	・炊出場所の設置及び奉仕団 ・協力者の確保 ・必要物品の調達方法、食事の配布方法	(1)救助実施記録日計票 (2)炊出しその他による食品給与物品受払簿 (3)炊出し給与状況 (4)炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証書類 (5)炊出しその他による食品給与のための物品受払証書類など

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項	必要な書類																																			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	<ul style="list-style-type: none"> 水の購入費 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費、燃料費 浄水用の薬品、資材費 	災害発生の日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域における通常（平常時）の実費 「輸送費」、「賃金職員等雇上費」は別途 	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の必要量及び輸送方法 	<ul style="list-style-type: none"> 救助実施記録日計票 給水用機械器具燃料及び浄水用品資材受払簿 飲料水の供給簿 飲料水供給のための支払証拠書類 																																			
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	<ul style="list-style-type: none"> 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失し、又ははき損し、日常生活を営むことが困難な者（世帯単位） 	<ul style="list-style-type: none"> 被害の実情に応じ、現物給付 被服、寝具及び身の回り品 日用品 炊事用具及び食器 光熱材料 	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	<ul style="list-style-type: none"> 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季節は、災害発生時をもって決定する。 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 現物給付 限度額は次表のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> 被害世帯区分の確認 物資配分計画表の作成（購入品目の検討） 物資の調達方法（現地調達可能量の検討） 物資の配布方法（貸金職員・車の確保及び受領証の作成、寄贈物品との区別等） 	<ul style="list-style-type: none"> 救助実施記録日計票 物資受払簿 物資の給与状況 物資購入関係支払証拠書類 備蓄物資払出証拠書類 																																			
医療	災害のために医療の途を失った者（応急的措置）	<ul style="list-style-type: none"> 診療 薬剤又は治療材料の支給 処置、手術その他の治療及び施術 病院又は診療所への収容 看護 	災害発生の日から14日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	<ul style="list-style-type: none"> 救護班 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者 協定料金の額以内 重症患者の移送費は別途「輸送費」で計上 	<ul style="list-style-type: none"> 応急的な医療に限定される。 救護班による医療を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 救護班 救助実施記録日計票 医薬品衛生材料受払簿 救護班活動状況 																																			
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人につき加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊（焼）</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>流失</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td>半壊（焼）</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人につき加算額	全壊（焼）	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	流失	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊（焼）	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	床上浸水	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人につき加算額																																			
全壊（焼）	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																			
流失	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																			
半壊（焼）	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																			
床上浸水	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																			

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項	必要な書類
助産	災害発生の日以前7日以内又は災害発生の日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含む)	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	分娩した日から7日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	・救護班等使用した衛生材料等の実費 ・助産師賃料金の100分の80以内の額 ・妊婦等の輸送費は別途計上	・医療と同様に救護班により行われることが望ましい。 ・助産師によることも差し支えない。	(1)救助実施記録日計票 (2)衛生材料等受払簿 (3)助産台帳 (4)助産関係支出証拠書類
災害にかかった者の救出	・現に生命身体が危険な状態にある者 ・生死不明の状態にある者	・舟艇、その他救出のために必要な機械、器具の借入費又は直接購入費及び救出捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ・救出のために使用した機械、器具の修繕費 ・機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代、捜索や救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させたために必要な採暖用の燃料費等	災害発生の日から3日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	当該地域における通常の実費	・救出に必要な機械器具、賃金職員等の確保及び輸送の方法 ・救出された者に対する医療処置 ・救出された者の輸送方法	(1)救助実施記録日計票 (2)被災者救出用機械器具燃料受払簿 (3)被災者救出状況記録簿 (4)被災者救出用関係支出証拠書類

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項	必要な書類
災害にかかった住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理できない者 ・大規模な補修を行わなければならない居住者である程度に住家が半壊（焼）した者 	応急修理用の原材料費、大工、賃金職員等の労務費、材料の輸送費及び工事事務費の一切の経費	災害発生の日から3ヶ月以内 [ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり]	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分 ・1世帯当たり595,000円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯の把握、修理箇所の確認（居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分） ・工事請負契約の締結 ・完成検査の実施 	(1)救助実施記録日計票 (2)住宅の応急修理記録簿 (3)住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (4)住宅の応急修理関係支払証拠書類
生業に必要な資金の貸与	住家の全壊（焼）、流失により、生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機会、器具、資材を購入するための費用	災害発生の日から1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・生業費 1件当たり30,000円以内 ・就職支度費 1件当たり15,000円以内 ・貸付期間 2年以内 ・利子 無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ・生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力があるものに対して貸付け 	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失及び床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書及び教材 ・文房具 ・通学用品 	災害発生の日から1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内 [ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり]	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒に支給した教科書及び教科書以外の教材の実費 ・文房具及び通学用品費の限度額 ①小学校児童1人当たり4,500円 ②中学校生徒1人当たり4,800円 ③高等学校等生徒1人当たり5,200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の人員把握 ・教科書の確保 ・購入（配分）計画表の作成 ・教材については、県、市町教育委員会に届出又は承認を受けたものであること。 	(1)救助実施記録日計票 (2)学用品の給与状況 (3)学用品購入関係支払証拠書類 (4)備蓄物資払出証拠書類
埋葬	災害により死亡した者を対象とし、実際に埋葬を実施した者に支給 (原則、知事又は市町長)	現物給付を原則 ・棺、ドライアイス又は骨壺等埋葬に必要な物資の支給 ・火葬、土葬又は納骨等の役務の提供	災害発生の日から10日以内 [ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり]	<ul style="list-style-type: none"> ・1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内 ・棺、骨壺及び火葬等の埋葬の価格は当該地域の通常の市の市価で基準額の範囲内 ・特殊な場合の輸送費、賃金職員等雇上費については厚生労働大臣への事前協議が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の混乱の際に死亡した者であること。 ・災害のため埋葬を行うことが困難であること。（災害発生の日以前の死亡した者であっても対象となる。） 	(1)救助実施記録日計票 (2)埋葬台帳 (3)埋葬費支出関係証拠書類

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項	必要な書類
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情から既に死亡していると推定される者	<ul style="list-style-type: none"> 借上費又は購入費舟艇、その他捜索のために必要な機械、器具の借上費又は購入費 修繕費 機械、器具の修繕費 燃料費 機械、器具を使用する場合一に必要なガソリン代、石油代、照明代 	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	<ul style="list-style-type: none"> 輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 災害発生直後に行方不明となった者については、災害発生後3日を経過した者は一応死亡したものと推定 		<ul style="list-style-type: none"> (1)救助実施記録日計票 (2)捜索用機械器具燃料受払簿 (3)死体の捜索状況記録簿 (4)死体捜索用関係支出証拠書類
死体の処理	災害の際、死亡した者	<ul style="list-style-type: none"> 死体の発見から埋葬に移る過程において行われる処理 死体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置 死体の一時保存 検案 	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	<ul style="list-style-type: none"> 死体洗浄、縫合、消毒等1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物を利用する場合 実費 既存建物を利用できない場合 1体当たり5,400円以内 検案 救護班によらない場合は、当該地域の慣行料金 輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上 	<ul style="list-style-type: none"> 死体の処理は、救助の実施機関である県知事、又は市町長（補助又は委任）のみが行う。 死体の処理は、救助の実施機関が現物給付として行う。 検案は、死体の処理として行う場合は、救護班が行うことを原則としている。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)救助実施記録日計票 (2)死体処理台帳 (3)死体処理費支出関係証拠書類

救助の種類	対象	対象経費	期間	実施基準	留意事項	必要な書類
障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> 自らの資力をもってしては障害物の除去を実施し得ない者 障害物により当面の日常生活が営み得ない状況にあること 	<ul style="list-style-type: none"> 除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費 輸送費及び賃金職員等雇上費等 	災害発生の日から10日以内 〔ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり〕	<ul style="list-style-type: none"> 1世帯当たり137,900円以内 ※市町ごとのプール計算を認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象世帯の把握 日常生活に必要な欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限られること。 障害物の除去に必要な機械器具及び賃金職員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> (1)救助実施記録日計表 (2)障害物除去の状況 (3)障害物除去支出関係証拠書類
輸送費及び賃金職員等雇上費	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の避難 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 死体の捜索 死体の処理 救援用物資の整備、輸送及び配分 		救助の実施が認められる期間以内	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域における通常の実費 		<ul style="list-style-type: none"> (1)救助実施記録日計票 (2)燃料及び消耗品受払簿 (3)輸送記録簿 (4)輸送費関係支払証拠書類 (5)賃金職員等雇上げ台帳 (6)賃金職員等雇上費支払関係証拠書類
実費弁償	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの 		救助の実施が認められる期間以内	<ul style="list-style-type: none"> (日当 1人1日当たり) 医師、歯科医師 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 保健師、助産師、看護師及び准看護師 救命救命士 土木技術者、建設技術者 <p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大工、左官、とび職 <p>県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価を考慮して知事が別に定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数を加してその100分の3を加算した額以内 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務手当及び旅費 は、別途に定める額 	<ul style="list-style-type: none"> 県知事が、災害救助法第24条に基づき救助業務従事命令を実施した場合、災害救助法施行規則の別表様式による。
	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定するもの 					

被 害 状 況 調

市町名：

人的被害	死 者		人	
	行 方 不 明		人	
	負傷	重 症	人	
		軽 症	人	
		小 計	人	
	計		人	
住家の被害	棟数	全壊、全焼又は流出		棟
		半壊又は半焼		棟
		一 部 破 損		棟
		床 上 浸 水		棟
		床 下 浸 水		棟
	世帯数及び人員	全壊、全焼又は流出	世帯	
			人員	
		半壊又は半焼	世帯	
			人員	
		一 部 破 損	世帯	
			人員	
		床 上 浸 水	世帯	
			人員	
		床 下 浸 水	世帯	
人員				
災害発生日				

- 注1) 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること
- 2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること
- 3) 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする
- 4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする
- 5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること

災害救助費概算額調

市町名：

種目別区分	員数	単価	金額	備考
1 救助費		円	円	
(1) 収容施設供与費				
避難所設置費	延 人			
応急仮設住宅設置費	戸			
(2) 炊き出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲料水供給費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			
(5) 医療及び助産費	延 人			
医療費延人	延 人			
助産費延人	延 人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金の貸与費	世帯			
(9) 学用品の給与費	人			
小学校児童	人			
中学校生徒	人			
(10) 埋葬費	体			
大人	体			
小人	体			
(11) 遺体の搜索費	体			
(12) 遺体の処理費	体			
(13) 障害物の除去費	世帯			
(14) 輸送費				
(15) 人夫賃				
2 実費弁償費	人			
3 扶助費	件			
4 損失補償費	件			
5 法第34条の補償費				
6 法第35条の求償に対する支払費				
合 計				

市町村別被災世帯状況調

市町名：

(救助の種目名)

市町村	区分 市民税 課税状況		被災 世帯 総数 A	被災世帯内訳							救助対象世帯	基準 対象数 (A× 割合)	B-A	
				救助対象世帯										
				被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯	計				B
鳥栖市	非課税													
	課税	均等割												
		所得割												
	計												%	

注1) 市町村民税課税状況は、最近時におけるものを記入すること

2) 「応急仮設住宅」については全壊、全焼及び流世帯を、「住宅の応急修理」については、半焼及び半焼世帯を、障害物の除去については半壊及び床上浸水世帯を記入すること

3) 火災保険金等収入のあった世帯は () で再掲すること

何年度災害救助基金報告書

市町名：

概況	害救助基金現在高 (年4月1日) A		円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額 B		円	
	差引過△不足額 $A - B = C$		円	
	当該年度要積立額 D		円	
	当該年度積立予定額 E		円	
災害救助基金 運用状況 (災害救助基金 現在高内訳)	法第41条第1号の方法		円	
	同第2号の方法		円	
	同第3号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高(年4月1日) F		円	
	災害救助基金最少額 G		円	
	差引過△不足額 ($F - G$) H		円	
	要積立額 I		円	
	積立額 J		円	
	支出額 K		円	
	応急仮設住宅	基金繰入額	円	
	払下収入金	その他	円	
	生業資金	その他	円	
返還額	その他	円		

注) 「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては、見込額とすること

救助の種目別物資受け払い状況

市町名：

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊き出しその他 による食品給与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械 器具燃料								
燃料及び消耗品								

- 注1) 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること
 2) 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること
 3) 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと
 4) 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること

避難所設置及び収容状況

市町名：

避難所の名称	種別	開設期間 月 日 ～ 月 日	実人員 人	延人員 人	物品使用状況		実支出額 円	備考
					品名	数量		
計								

- 注1) 「種別」欄は、既存建物、野外施設、天幕の別に記入すること
- 2) 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること
- 3) 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

応急仮設住宅台帳

市町名：

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族数 (人)	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額 (円)	備考
							月 日	月 日	月 日		
計	世帯										

- 注1) 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること
- 2) 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること
- 3) 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること
- 4) 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する
- 5) 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと
- 6) 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと

炊出し給与状況

市町名：

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備考	
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜				
計																

(注)「備考」欄は、給食内容を記入すること。

飲料水の供給簿

市町名：

供給 月日	対象 人員 (人)	飲料用機械器具							燃料費 (円)	実支出額	備考
		名称	借上			修繕					
			数量	所有者	金額 (円)	修繕 月日	修繕費 (円)	修繕の 概要			
計											

注1) 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること

2) 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること

物資の給与状況

市町名：

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与 月日	物資給与の品名					実支出額 (円)	備考
				布団	毛布					
		人	月 日							
計	全壊									
	半壊									

災害救助物資として、上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

- 注1) 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること
 2) 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること
 3) 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること

救護班活動状況

救護班

班長：医師 氏名

月日	市町名	患者数 (人)	措置の概要	死体検案 数 (人)	修繕費 (円)	備考
計						

(注) 「備考」欄に班の編制、活動期間を記入すること。

病院診療所医療実施状況

市町名：

診療 機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬 点数		金額 (円)	備考
				入院	通院	入院 (点)	通院 (点)		
		月 日							
計 機関	人								

注) 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

様式14

助産台帳

市町名：

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間 月 日～ 月 日	金額（円） 円	備考
計					

被災者救出状況記録簿

市町名：

年月日	救出 人員 (人)	救出用機械器具							燃料費 (円)	実支出額 (円)	備考
		名称	借 上		修 繕						
			数量	所有者氏名 (管理者氏名)	金額 (円)	修繕 月日	修繕料 (円)	修繕の 概 要			
月 日											
計											

注1) 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること

2) 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること

3) 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること

様式16

住宅応急修理記録簿

市町名：

世帯主氏名	修理箇所概要	完了年月日	実支出額 (円)	摘要
		月 日		
計	世帯			

学用品の給与状況

市町名：

学校名	学 年	児童(生徒) 氏 名	親権者氏名	給与月日 月 日	給与品の内訳						実支出額 (円)	備 考
					教科書			その他の学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
計	小学 生 人											
計	中学 生 人											

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)

学校名

氏 名

- 注1) 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること
 2) 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること

埋葬台帳

市町名：

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者 との関係	氏名	棺 (付属品 を含む)	埋葬又は 火葬料	骨壺又 は骨箱	計	
						円	円		円	
計		人								

- 注1) 埋葬を行った人が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること
 2) 町長が棺、骨箱等を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること
 3) 埋葬を行った人に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること

様式20

遺体処理台帳

市町名：

処 理 年月日	死体の 発見の 日時及 び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			死体の 一時 保存 (円)	検案料 (円)	実支出額 (円)	備考
			氏名	死亡者 との 関係	品名	数量	金額 (円)				
計		人									

障害物除去の状況

市町名：

住家被害程度 区分	区分	除去に要した 期間 月日～月日	実支出額 (円)	除去に要すべき 状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

輸送記録簿

市町名：

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金額 (円)	修 繕				燃料費 (円)	実支出額 (円)	備考	
			使用 車両等			故障車両等		修繕 月日	修繕費 (円)				故障 の 概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
計													

- 注 1) 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること
 2) 市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること
 3) 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること
 4) 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること
 5) 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること

実費弁償

市町名：

(1) 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職 種	従業者数 (人)		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額 (円)				算定基準 による算 定額(円)	備考
	実人数	延人数			日当	旅費	時間外勤務手当	計		
医 師 及 び 歯 科 医 師										
薬 剤 師										
保健婦・助産 婦・看護婦										
土 木 技 術 者 建 築 技 術 者										
大 工 左 官 及 び と び 職										
計										

注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

実費弁償

市町名：

(2) 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者数		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額 (円)	備考
業種	数	実人員 (人)	延人員 (人)				
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自動車輸送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

実費弁償

市町名：

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 (円)	積算基礎	備考

注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

実費弁償

市町名：

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額(円)	積算基礎	備考

注1) 「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること

2) 「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること

3) 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること

法第 34 条の補償費の状況

市町名：

区分	実支出額			備考
	員数	単価(円)	金額(円)	
1 人件費				
(1) 旅費				
(2) 役務費				
(3) 時間外勤務手当 及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 消耗器材費				
(2) 借上料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤費				
(2) 衛生材料費				
(3) その他の消耗品 費				
4 輸送費				
(1) 輸送費				
(2) 修繕費				
(3) 借上料				
(4) 燃料費				
5 人夫費				
(1) 医療				
(2) 助産				
(3) 遺体処理				
6 扶助金				
7 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 電話料				
(3) 電報料				
計				

注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること

救助日報

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時間 月 日 時 現在				受診時間 月 日 時 現在				
避難所開設	開設期間	開設日時	月 日 時	被 必 服 需 寝 品 具 の 生 給 活 与	前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日		県より受入		点	
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊世帯	世帯	点
		収容人員	人			半壊・床上浸水世帯数	世帯	点
	屋外仮設	箇所数	箇所		翌日への繰越量		点	
		収容人員	人					
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医 療 ・ 助 産 救 助	医療班	医療班出動数		班
		終了予定	月 日			救助地区		
	炊出箇所数		箇所		診療者数	医療	人	
						助産	人	
	炊出人員	朝	人		医療機関	医療	施設数	箇所
		昼	人				診療人員	人
		夕	人			助産	施設数	箇所
		計	人				診療人員	人
給水	供給地区数		地区	救助終了予定月日		月 日		
	供給人員数		人	救助地区				
	供給水量		ℓ	救出をした人員		人		
	給水期間	開始月日	月 日	今後救出を要する人員		人		
		終了予定日	月 日	救出終了予定月日		月 日		
	給水方法			被災者救出				
				救出の方法				

学用品支給	前日よりの繰越量		点	死体の処理	死亡原因別人員		
	県より受入れ		点		死体処理	死体洗浄	体
	小学生	全壊世帯	人 点			死体縫合	体
		半壊・床上浸水世帯数	人 点			死体消毒	体
	中学生	全壊世帯	人 点		死体保存	既存建物利用	箇所
		半壊・床上浸水世帯数	人 点			仮設建物	箇所
	高校生	全壊世帯	人 点		死体処理機関		
		半壊・床上浸水世帯数	人 点		今後死体処理を要する死体		体
	翌日への繰越量		点		死体処理終了月日		月 日
	埋葬	前日までの埋葬			体	障害物除去	障害物除去を要する戸数
本埋日葬		大人	体	本日除去した戸数	(計 戸)		戸
		小人	体	今後除去を要する戸数			戸
		計	体	障害物除去の月日	月 日		
翌日以降の要埋葬数		体	公用車使用		台		
埋葬終了予定月日		月 日	借上車使用		台		
死体の搜索	搜索地区			輸送	救助の種類		
	死体	搜索を要する死体	体				
		本日発見死体	体				
		今後の要搜索死体	体				
搜索の方法			賃金職員等	賃金職員等雇上数		人	
搜索終了予定月日		月 日		従事作業			
仮住設宅	着工月日	月 日	戸	その他			
	竣工月日	月 日	戸				
住修宅理	着工月日	月 日	戸	備考			
	竣工月日	月 日	戸				

様式 29

救助実施記録日計票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

市町名

責任者 氏名

Ⓜ

No. _____

月 日 時 分

員数 (世帯)	
品目 (数量金額)	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

※ 特段、記録、事項等について規定はないが、日毎に各救助を実施するにあたって必要最小限度の事項を記録する必要がある。

(記入要領)

- 1 各救助の種類ごとに作成すること。
- 2 記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要がある場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、No.11 (No.5訂正) のように記載のうえ、前回分No.5の記録票には朱で×印を附し (No.11に訂正済) とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連の番号を附しナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録票欄外の救助の種別欄の該当の救助名を○で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- 4 機械器具等は無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- 6 被服寝具その他の生活必需品の給与等で、県調達分と市町調達分の双方があるときは、それぞれ個別に記録票を作成する。

(各救助種類ごとの記入事項)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1 避難所の設置 | 箇所数、避難人員 |
| 2 応急仮設住宅の設置 | 設置 (希望) 戸数、借上 (希望) 戸数 |
| 3 炊出しその他による食品の給与 | 箇所数、給食数、給食人員 |
| 4 飲料水の供給 | 対象人員 |
| 5 被服寝具その他生活必需品の給与 | 主たる品目別給与点数及び給与世帯数 |
| 6 医療及び助産 | 班数、医療機関数、患者数、分娩者数 |
| 7 災害にかかった者の救出 | 救出人員、行方不明者数 |
| 8 災害にかかった住宅の応急修理 | 対象世帯数 |
| 9 学用品の給与 | 小、中学、高校別対象者数及び給与点数 |
| 10 埋葬 | 埋葬数 |
| 11 死体の搜索 | 死体処理数 |
| 12 障害物の除去 | 対象世帯数 |

救助の種目別物資受払状況

市町名：

救助の種目別	年月日	品目	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊き出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被服・寝具用								
医薬品衛生材料								
被災者救出用機械 器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記載すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記載すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県より受入分及び市町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記載すること。なお、「備考」欄に払高残量（使用数量）に対する金額を記入すること。

遺体の搜索状況記録簿

市町名：

年月日	搜索人員	搜索用機械器具							実支出額	備考	
		名称	借上又は購入			修繕					燃料費
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕 月日	修繕料	修繕の 概要			
月日	人			円	月日	円		円	円		
計											

- (注) 1 他市町に及んだ場合には、「備考」欄にその市町名を記入すること。
 2 搜索用機械器具の借上費については、有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること。

行方不明者搜索票

No.				
届 出 者	住 所	電話番号		
	氏 名		性別	
	要搜索者との関係			
要 搜 索 者	住 所	電話番号		
	本 籍			
	氏 名		性別	年齢
	特徴（身長、体重、髪型、服装、所持品、その他の特徴）※写真を添付			
	確認場所		確認日時	

行方不明者搜索名簿

No. _____

受付 番号	要 搜 索 者	住所	TEL		性別	
		氏名			年齢	
	届 出 者	住所	TEL		身長	cm
		氏名		要 搜 索 者 と の 関 係	体重	kg
		その他特徴				
受付 番号	要 搜 索 者	住所	TEL		性別	
		氏名			年齢	
	届 出 者	住所	TEL		身長	cm
		氏名		要 搜 索 者 と の 関 係	体重	kg
		その他特徴				
受付 番号	要 搜 索 者	住所	TEL		性別	
		氏名			年齢	
	届 出 者	住所	TEL		身長	cm
		氏名		要 搜 索 者 と の 関 係	体重	kg
		その他特徴				
受付 番号	要 搜 索 者	住所	TEL		性別	
		氏名			年齢	
	届 出 者	住所	TEL		身長	cm
		氏名		要 搜 索 者 と の 関 係	体重	kg
		その他特徴				
受付 番号	要 搜 索 者	住所	TEL		性別	
		氏名			年齢	
	届 出 者	住所	TEL		身長	cm
		氏名		要 搜 索 者 と の 関 係	体重	kg
		その他特徴				